

新潟県上越支部  
バドミントン協会

規 約

# 新潟県上越支部バドミントン協会規約

昭和48年4月 1日制定

平成12年3月26日改訂

13年4月 1日施行

17年4月3日改訂施行

18年3月26日改訂

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会は新潟県上越支部バドミントン協会と称する。

第2条 本会は上越地区に事務局を置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は上越地域バドミントン競技団体の中枢機関となり、バドミントンの普及を図ること目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 競技の指導並びに普及・強化
2. 各種選手権大会並びにその他の競技会の開催
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する上越地域の競技団体をもって組織する。

## 第4章 加盟及び登録

第6条 加盟団体に属する者は加盟登録規定により登録しなければならない。  
加盟・登録は別に定める加盟及び登録規定により加盟・登録料を納入するものとする。

## 第5章 役員

第7条 本会には下記の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 若干名

理 事 長 1 名

副理事長	若干名
専務理事	1 名
常務理事	若干名
専門委員	若干名
会計監査	2 名

第8条 会長、副会長は加盟団体の会長及び副会長から互選に於いて選任する。

会長は本協会を代表し会務を総理する、副会長は会長を補佐し会長が会務を行えぬ事態となった時はその職務を代行する。

尚、必要ある時は副会長の中から会長代行を置くことが出来る。

理事長・副理事長は加盟団体の理事長からの互選により会長が委嘱する。

理事長は会長の指示を受け会務を掌握する。

副理事長は理事長を補佐し必要ある時はその職務を代行する。

専務理事は会長を補佐し各種事業の企画・立案及び事業の推進にあたる。

常務理事（専門委員長）は各団体の専門委員からの互選により会長が委嘱する。

常務理事（専門委員長）は会務を分掌する。

理事は加盟団体の代表を総会の推薦により会長が委嘱する。

理事は加盟団体を代表し総会に於いて重要事項の審議にあたる。

理事は総会に於いて重要事項の審議にあたる。

専門委員は加盟団体の各専門委員長を総会の推薦により会長が委嘱する。

専門委員は会務を分掌する。

会計監査は総会の議を経て会長が委嘱し、会計を監査する。

第9条 本会は必要に応じ、総会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与を置くことが出来る。顧問及び参与は会長の諮問に応じる。

第10条 役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。

補充役員の任期は前任の残任期間とする。

## 第6章 機関

第11条 本会の機関は総会、常務理事会、専門委員会とし、必要に応じて特別委員会を置く。

第12条 総会は会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事、専門委員、会計監査で構成し下記の事項を審議する。

1. 事業及び収支決算の報告並びに承認。
2. 予算の編成並びに事業計画。
3. 規約の改廃。
4. 役員を選出。
5. 加盟金及び登録料、大会参加料の決定。
6. その他の重要案件。

第13条 常務理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事で構成し、総会及び各専門委員会より委任された事項を審議及び執行する。

第14条 専門委員会は専門委員長、専門委員を以て構成し専門事項を審議する。専門委員会の規定は別に定める。

第15条 特別委員会は常務理事会の要請により会を組織し、その運営執行にあたる。

第16条 総会は毎年1回、会長が召集し、また必要に応じ臨時総会を招集することが出来る。

常務理事会は必要に応じ会長が召集し、専門委員会は委員長が召集する。

第17条 総会及び常務理事会の議長は会長があたり、専門委員会は委員長があたる。

第18条 本協会の機関は構成人員の出席と委任状が過半数に達することを以て成立し、その決議は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長が決す。

## 第7章 経費及び会計

第19条 本会の経費は登録料、大会参加料、補助金・寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終わる。

## 第 8 章 加盟団体

第 21 条 本会の加盟団体は上越市、妙高市、糸魚川市に本拠を置く下記団体とする。

「上越市バドミントン協会」 「糸魚川バドミントン協会」

「妙高市バドミントン協会」 「高校体育連盟」 「中学校体育連盟」

「小学生連盟」 「シニア連盟」 「レディース連盟」

第 22 条 第 21 条に定める団体または地域以外の団体加盟は常務理事会にて審議することとする。

付則 本規約は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改訂。

平成 25 年 4 月 1 日改訂。

## 上越支部バドミントン協会加盟及び登録規定

平成 22 年 2 月 22 日改訂

1. 加盟は団体加盟とし、登録は個人登録とする。
2. 加盟・登録は加盟団体に登録している各団体が所定の書式により登録料を添えて提出する。
3. 加盟登録は毎年度更新するものとする。
4. 登録者が所属団体を変更した場合は直ちに届け出なければならない。
5. 登録書類と加盟登録料が協会事務局に届けられた時を以て加盟及び登録手続き完了と見なす。
6. 未登録の者は大会組み合わせ会議前までに速やかに登録手続きを行わなければならない。

付則 本規定は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

## 新潟県上越支部バドミントン協会専門委員会規定

1. 規約第11条により本協会に総務委員会、競技委員会、審判委員会、強化委員会、普及委員会を置く。
2. 各専門委員長は加盟団体より選出された専門委員から互選し、専門委員長1名、専門委員若干名を以て組織する。
3. 各専門委員長は各専門委員会を代表してその職務の遂行に責任を負う。各専門委員長が職務を行えぬ事態となった時は専門委員の中から互選し、専門委員長代行を置くこととする。
4. 各専門委員長は必要に応じ委員会を開き下記事項及びその他を処理する。各専門委員会は専門委員長が召集する。
5. 総務委員会は下記の事項に関することを処理する。
  - ・加盟・登録の実務、会計に関すること
  - ・予算、経理に関すること
  - ・規約の研究並びに改正に関すること
  - ・諸役員会の準備並びに議事録の整理保存に関すること  
保存期間は3年間とする。
  - ・庶務に関すること
  - ・協会の組織運営に関すること
  - ・表彰（功労賞）に関すること
  - ・新潟県バドミントン協会及び県内各支部との交渉連絡に関すること
  - ・その他各委員会に属さない事項
6. 競技委員会は下記の事項に関することを処理する。
  - ・加盟団体の事業日程調整及び施設の確保に関すること
  - ・競技会の企画・開催・運営に関すること
  - ・競技規則の研究に関すること
  - ・表彰（技能賞）に関すること
  - ・優勝旗杯の授受に関すること
7. 審判委員会は下記の事項に関することを処理する。
  - ・各種大会の審判員の確保に関すること
  - ・審判講習会の開催に関すること
  - ・公認審判員資格審査検定に関すること

8. 強化委員会は下記の事項に関することを処理する。

- ・強化練習会、選手強化に関すること
- ・NPO 法人 新潟バドミントン・プロモーション活動に関すること

9. 普及委員会は下記の事項に関することを処理する。

- ・指導者の確保及び育成に関すること
- ・講習会に関すること
- ・指導者の派遣に関すること
- ・競技人口の拡大、普及に関すること
- ・選手育成に関すること

付則 本規定は平成18年4月1日より施行する。

平成24年4月1日改訂。

#### 新潟県上越支部バドミントン協会旅費規定

平成12年3月26日制定

1. 各種行事に役員またはその代理として出席する場合、旅費を支給するものとする。
2. 上記以外で旅費検討委員会（適時構成）が旅費の支給を適当と認める場合はその都度審議して決定する。
3. 旅費検討委員会は、会長・理事長・総務委員長を以て構成する。

付則 本規定は平成13年4月1日より施行する。

#### 新潟県上越支部バドミントン協会表彰規定

平成12年3月26日制定

平成18年3月26日改訂

1. この規定は新潟県上越支部バドミントン協会（以下協会と称す）が、協会の目的達成のために顕著な貢献をした個人の名誉を表彰することを目的とする。

2. 表彰は前項に該当する個人に対して普及振興に功労のあったものに功労賞を、技能等の優秀なものに技能賞を授与する。
3. 表彰基準を下記のとおり定める。

- ・ 功労賞

永年にわたり、協会の事業に協力し、地区のバドミントン普及振興、優秀競技者の発掘及び育成に永年努力し、指導者として活躍している者協会の役員として永年努力し、協会の発展に貢献したものの功労賞の推薦については総務委員長がこの任務にあたる。功労賞の表彰は、総会に於いて行い、賞状と記念品を贈る。

- ・ 技能賞

国際大会で優秀な成績を収めた者、(財)日本バドミントン協会主催大会で優秀な成績を収めた者、新潟県バドミントン協会主催大会で優勝した者本会が主催する上越総合選手権大会に於いて、3年連続または10年間に5度優勝した者

技能賞の該当推薦については競技委員長がこの任務にあたる。

技能賞の審査にあたっては下記の事項を原則とする。

- ・ ダブルスでペアを変えた場合はこの規定に該当しない。
- ・ 表彰は原則として一人または1組1回とする。
- ・ 表彰は上越総合選手権大会開会式において行う。
- ・ 表彰は賞状と記念品を贈る。

4. 受賞者の選考については、推薦された受賞候補を常務理事会で審議し出席者の過半数の賛意を得て決定する。

付則 本規定は平成13年4月1日より施行する。